

社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会 大人用紙おむつ割引券助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大人用紙おむつを必要とする者に対し、その購入に要する費用の一部を助成することにより、介護者の経済的負担の軽減を図るとともに、民生児童委員の地域の見守り活動の契機とするため大人用紙おむつ助成事業について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、舞鶴市に住所を有し、かつ、社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する大人用紙おむつ割引券（以下「割引券」という。）を希望する者であって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく施設又は同法に基づく事業を行う施設に入所している者
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号）に基づく施設又は同法に基づく事業を行う施設に入所している者
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院又は診療所に入院している者
- 2 前項の規定にかかわらず、施設又は病院等に紙おむつ等を利用者等が持ち込み、使用する場合はその限りではない。

(対象品)

第3条 この事業の対象品は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大人用紙おむつ（パンツ型等を含む）
 - (2) 尿取りパッド
- 2 介護用品（清拭剤や使い捨て手袋等）は対象外とする。

(助成金の額)

第4条 割引券1枚の利用につき、200円を助成するものとする。

(利用申請)

第5条 割引券を希望する者（以下「申請者」という。）は、大人用紙おむつ割引券利用申込書（様式第1号）を、在住地区の民生児童委員を通じて本会に提出しなければならない。

- 2 民生児童委員は、申請者の申込書を同地区の民生児童委員協議会会長を通じて本会に提出する。
- 3 民生児童委員が不在の地区に在住する申請者は、本会に直接申込書を提出する。

(割引券の交付方法等)

第6条 大人用紙おむつ割引券は、当該申請者の在住地区の民生児童委員を通じて交付する。

- 2 民生児童委員が不在の地区に在住する申請者には、本会が直接交付する。
- 3 割引券の交付枚数は、申請者1人につき1月当たり最大3枚までとする。

(利用取扱店の登録及び抹消)

第7条 利用取扱を受けようとする店舗は、大人用紙おむつ割引券助成事業利用取扱登録申請書(様式第2号)により本会に申請し、あらかじめその登録を受けなければならない。

- 2 本会は、前項の申請があった場合は、これを審査し、適当であると認めるときには、大人用紙おむつ割引券助成事業利用取扱店登録認定通知書(様式第3号)により利用取扱店に登録するものとする。
- 3 利用取扱店は、登録を抹消しようとするときは、大人用紙おむつ割引券助成事業利用取扱登録抹消届出書(様式第4号)により本会に届け出るものとする。
- 4 登録及び抹消については、原則4月、8月、12月の各月初日を基準日とし、当該月の1か月以上前までに、本会所定の様式により提出しなければならない。

(割引券の利用方法等)

第8条 第6条第1項の規定により、割引券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)が対象品を購入するときは、利用取扱店にて割引券を提出することで助成を受けるものとする。

- 2 割引券の提出を受けた利用取扱店は、会計時に第4条の規定にある額を割り引くものとする。
- 3 割引券の利用は、対象品1包につき、1枚を限度とする。
- 4 割引券は、記載のある使用期限内において利用できることとし、使用期間を過ぎたものは無効とする。また、使用期間を過ぎた割引券は、速やかに交付した民生児童委員に返却しなければならない。
- 5 割引券は、本人またはその介護者のみが利用できることとし、他人に譲渡することはできない。また、譲渡された割引券は無効とする。

(請求及び支払)

第9条 利用取扱店は、本会が負担する大人用紙おむつ割引額を請求するときは、請求書(様式第5号)に当該月に使用された割引券を添え、その翌月の10日までに提出しなければならない。

2 本会が認めた場合につき、前項の請求書を複数月分まとめて提出し、請求することができる。ただし、当該年度に使用された割引券は、翌年度の4月10日までに請求するものとする。

3 本会は、前2項の規定による請求があったときには、当該月の末日までに割引額を利用取扱店に支払うものとする。

(助成の取消し等)

第10条 本会は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用者に対し、割引券の交付を取り消すことができる。

(1) 割引券を不正に使用し、また他の目的で使用したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本会が不相当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

大人用紙おむつ割引券助成事業フローチャート

